

岩手県監査委員告示第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づいて行った事務の執行に係る監査の結果を次のとおり公表する。

平成28年3月4日

岩手県監査委員 高橋 元
岩手県監査委員 嵯峨 壱朗
岩手県監査委員 吉田 政司
岩手県監査委員 工藤 洋子

第1 行政監査の概要

1 監査のテーマ

県が所管する学校における徴収金について

2 監査の目的

県が所管する学校（高等学校、特別支援学校、高等看護学院、産業技術短期大学校、高等技術専門校及び農業大学校）においては、教育環境の充実改善やPTA活動等の経費として活用するために、保護者等から、様々な名目の徴収金を徴収しており、監査委員事務局の調べによれば、平成26年度における徴収金全体の予算規模は、前年度繰越額等を含め約54億円にのぼっている。

これらの徴収金は公費ではないが、教育活動等に必要な経費として保護者等から徴収するものであり、学校運営と切り離せないものとなっていることから、公費と同様に厳正な取扱いが求められる。

そのため、岩手県教育委員会（以下「県教委」という。）は、高等学校における徴収金の不適切な取扱いが平成24年に国会において指摘されたこと等を契機として、平成25年3月、「県立高校における私費会計ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を策定し、高等学校や特別支援学校に対して徴収金の適正な事務執行について通知したところである。

しかしながら、その後も本県を含め全国的に不祥事が後を絶たない状況にあり、仮に徴収金の事務執行が適切さを欠く場合は、保護者等をはじめとする県民の理解を得られないことから、監査委員は、徴収金の適正な事務執行の確保を目的として、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づき行政監査を実施した。

なお、本件監査においては、これまでガイドラインがない県教委所管以外の学校（高等看護学院、産業技術短期大学校、高等技術専門校及び農業大学校）についても対象とし、県が所管する学校全体の状況を調査したものである。

3 用語の定義

本報告書においては、ガイドラインを参考とし、各用語の定義を以下のとおりとする。

- (1) 徴収金 公費とは別に、学校が扱う私費会計としての学校徴収金及び団体徴収金をいう。
- (2) 学校徴収金 個人用の教材や修学旅行、卒業アルバム代金等、児童・生徒に直接還元される性質の会計をいい、次の会計が含まれる。
 - ア 学年会費（生徒手帳、クラス写真、学年行事費等）
 - イ 学年積立金（卒業アルバム代、卒業記念品等）
 - ウ 生徒会費（生徒会誌、体育祭・文化祭費用等）
 - エ 教材費等（生徒が使用する副教材、模試費用等）
- (3) 団体徴収金 PTA等の学校関係団体の会計をいい、次の会計が含まれる。
 - ア PTA会費（PTA活動に要する経費）
 - イ 同窓会費（同窓会活動に要する経費）
 - ウ 教育振興会費等（各種大会出場生徒旅費補助、行事補助、記念事業積立等）

4 監査の対象

- (1) 対象とする事務

県が所管する学校における、平成26年度の徴収金の事務を対象とした。

(2) 対象とする学校

ア 実地監査の対象校

学校種別等を勘案して、以下の6校を抽出し実地監査を行った。

学校名	所管部局等	予備監査日	本監査日
盛岡南高等学校	教育委員会	平成27年12月16日	平成28年2月3日
盛岡工業高等学校	教育委員会	平成27年12月10日	平成28年2月3日
宮古恵風支援学校	教育委員会	平成27年12月9日	平成28年1月27日
一関高等看護学院	保健福祉部	平成27年12月2日	平成28年1月18日
産業技術短期大学校	商工労働観光部	平成28年1月6日	平成28年2月9日
農業大学校	農林水産部	平成27年11月25日	平成28年1月19日

イ アンケート調査の対象校

アの実地監査の対象校を除く、高等学校、特別支援学校、高等看護学院、産業技術短期大学校水沢校及び高等技術専門校の80校に対してアンケート調査を実施した。

5 監査の着眼点

(1) 徴収金の使途

本来公費で負担すべき経費について、私費である徴収金から支出されていないか。

(2) 徴収金の事務処理

徴収金の事務処理が適正に行われているか。

以上について、県教委所管の学校については、基本的にガイドラインを判断指標として監査を行うとともに、事案によってはガイドラインの十分性や網羅性についても確認した。

なお、県教委所管以外の学校についても、原則として同様の取扱いとした。

6 監査の実施方法等

(1) 実地監査

ア 予備監査

平成27年11月から平成28年1月にかけて、実地監査の対象校（6校）が作成した監査調書に基づき、監査委員事務局職員が当該学校を訪問し、関係書類や預金通帳現物の確認及び担当教職員への質疑等を行った。

イ 本監査

平成28年1月から2月にかけて、監査委員が予備監査結果を確認の上、当該学校を訪問し、学校長や事務長等への質疑等を行った。

なお、一関高等看護学院については、予算規模等を勘案し、アの予備監査結果の追認にとどめた。

(2) アンケート調査

平成28年1月、実地監査の対象校以外の学校（80校）に対し、徴収金の使途や事務処理の状況についてアンケート調査を実施し、県が所管する学校全体における徴収金の取扱実態を把握した。

第2 徴収金の状況

1 全体の状況

(1) 徴収金の予算規模

県が所管する学校全体における平成26年度の徴収金の予算規模（前年度繰越額等を含む。）は、以下のとおりである。

(単位：千円)

区分	学校徴収金	団体徴収金	合計
----	-------	-------	----

高等学校（64校）	2,791,687	2,272,835	5,064,522
特別支援学校（13校）	78,230	35,596	113,826
高等看護学院（3校）	14,943	—	14,943
産業技術短期大学校（2校）	18,402	15,193	33,595
高等技術専門校（3校）	10,964	11,111	22,075
農業大学校	114,997	3,631	118,628
合 計（86校）	3,029,223	2,338,366	5,367,589

(2) 1年間の徴収金額

県が所管する学校全体において平成26年度1年間に保護者等から徴収した金額（寮費、食費等を除く）は、以下のとおりである。

(単位：千円)

区 分	学校徴収金	団体徴収金	合 計
高等学校（64校）	2,221,779	1,405,575	3,627,354
特別支援学校（13校）	30,610	15,018	45,628
高等看護学院（3校）	19,942	—	19,942
産業技術短期大学校（2校）	9,835	4,065	13,900
高等技術専門校（3校）	9,011	568	9,579
農業大学校	85,922	3,081	89,003
合 計（86校）	2,377,099	1,428,307	3,805,406

(参考) 高等学校及び特別支援学校における平成26年度の生徒1名当たりの平均徴収金額の最高と最低は、以下のとおりである。

(単位：円)

区 分	最 高	最 低
高等学校〔普通科・総合科〕（定時制を除く。）	216,966	60,831
高等学校〔実業科〕	191,979	76,628
特別支援学校	38,906	14,051

2 実地監査対象校の状況

実地監査対象校における徴収金の状況は、以下のとおりである。

学校名	学科・定員	徴収金の会計数及び予算規模
盛岡南高等学校	普通科600名、体育科120名 計720名	学校徴収金10会計 67,116千円
		団体徴収金8会計 92,355千円
		合計 18会計 159,471千円
盛岡工業高等学校	機械科、電子機械科、電気科、電子情報科、土木科、工業化学科、建築・デザイン科各120名 計840名	学校徴収金13会計 82,065千円
		団体徴収金3会計 90,006千円
		合計 16会計 172,071千円
宮古恵風支援学校	小学部45名、中学部27名、高等部普通科30名 計102名	学校徴収金22会計 7,950千円
		団体徴収金5会計 2,018千円
		合計 27会計 9,968千円
一関高等看護学院	看護学科105名	学校徴収金 6会計 9,120千円

産業技術短期大学校	メカトロニクス技術科、電子技術科、建築科、産業デザイン科、情報技術科各40名、産業技術専攻科10名 計210名	学校徴収金3会計 14,423千円
		団体徴収金2会計 5,207千円
		合計 5会計 19,630千円
農業大学校	農産園芸学科100名、畜産学科40名、研究科20名 計160名	学校徴収金7会計 114,997千円
		団体徴収金4会計 3,631千円
		合計 11会計 118,628千円
合 計		学校徴収金61会計 295,671千円
		団体徴収金22会計 193,217千円
		合計 83会計 488,888千円

第3 監査の結果

1 徴収金の使途

(1) 実地監査対象校の状況

ア 県教委所管の学校

ガイドラインに照らし、本来公費で支出すべき経費が徴収金により支出されている事例として、次のようなものがあった。

(ア) 施設の維持補修費

(単位：円)

事 例	金 額
校舎雪止め取付工事	389,232
外トイレシャワー室内壁改修	140,832
管理室流し台の交換	12,600
校内道路整地工事	168,000
トイレ入り口ガラス戸飛散防止フィルム	12,216

上記事例は、校舎等の施設の維持補修費であるが、ガイドラインでは、「施設の建設、維持、補修に要する費用」は公費で負担すべきとされている。

(イ) 備品購入費

(単位：円)

事 例	金 額
すべり抵抗器・電子電圧計(実習用)	211,680
顕微鏡(実習用)	55,000
職員室用の棚・書庫・電話台	129,384

上記事例は、備品の購入費であるが、ガイドラインでは、「備品の購入、修理に要する費用」は公費で負担すべきとされている。

(ウ) 人件費

(単位：円)

事 例	金 額
中学生1日体験に係る非常勤講師臨時勤務報酬	10,120
家庭訪問の巡回指導手当	122,841

上記事例は、教職員の人件費であるが、ガイドラインでは、「教職員の人件費等」は公費で負担すべきとされている。

。(エ) 旅費

(単位：円)

事 例	金 額
修学旅行引率教員旅費（県費不足分）	34,047
教員の親の葬儀参列のための副校長等の旅費	3,375

上記事例のうち、修学旅行引率教員旅費は、公務に関するものであることから、公費で負担すべきである。

また、葬儀参列については、教員間の交誼に関するもののため徴収金の使途として不適切である。

(オ) 需用費・役務費

(単位：円)

事 例	金 額
トイレ掃除用具、ゴミ箱等	303,804
校長用デスクガラス	19,224
校長・副校長名刺作成	14,940
通知票発送用封筒、郵送代	60,051
産業廃棄物収集運搬処理費	402,988
県設置電話に係る通話料金	311

上記事例は、ガイドラインにおける「学校運営に関する経費で、県立学校共通の水準の維持に必要な経費」に含まれると考えられることから、公費で負担すべきである。

イ 県教委所管以外の学校

ガイドラインを参考として判断すれば、本来公費で支出すべきと思われる経費が徴収金により支出されている事例として、次のようなものがあった。

(ア) 備品購入費

(単位：円)

事 例	金 額
図書室用パソコン	140,400
メールボックスロッカー（職員室前に設置、学生の提出文書保管用）	51,840

上記事例は、備品の購入費であり、公費で負担すべきである。

(2) アンケート調査結果

ア 県教委所管の学校

アンケート調査の結果は、(1)の実地監査対象校と同様の傾向にあり、本来公費で支出すべき経費が徴収金により支出されている事例が少なからず認められた。

なお、「校舎等の軽微な修繕」、「家庭訪問旅費」、「卒業証書筆耕料」、「モップ、洗剤、雑巾、消毒液等」の4項目については、それぞれ多数の学校（10校以上）が該当した。

費 目	内 容	支出例及び該当学校数（複数回答）
施設の維持補修費	施設の維持補修の費用	通路補修 2校 校舎等の軽微な修繕 10校
備品購入費	学校管理用の備品の購入等	実習器具 1校 図書館用パソコン 1校

		保健室用プリンタ 1校 職員室用テレビ 1校 職員室用茶器戸棚 1校 教室用カーテン 1校
人件費	非常勤職員・臨時職員の賃金	卒業式等に向けた音楽指導 1校 受験指導 1校 文化祭準備指導（展示作業、調理指導） 3校
	教職員に対する手当	日直手当 1校 家庭訪問手当 3校
旅費	教職員の公務に係る旅費	家庭訪問旅費 19校 修学旅行引率旅費 1校 中学校訪問旅費 1校
需用費・役務費	学校施設の光熱水費	重油代、電気代、水道代等 1校
	印刷費等	校長、副校長等名刺 9校 卒業証書筆耕料 18校
	校舎清掃用具等	モップ、洗剤、雑巾、消毒液等 45校 ゴミ箱 1校 床清掃、ワックス清掃 4校 窓ガラス清掃 1校 産業廃棄物処理費 7校 家電リサイクル料 1校
	その他学校管理に要する費用	樹木管理、草刈除草 8校 水質検査代 2校 除雪費 1校

イ 県教委所管以外の学校

本来公費で支出すべき経費が徴収金により支出されている事例は認められなかった。

2 徴収金の事務処理

(1) 実地監査対象校の状況

ほとんどの学校において会計規程が策定され、事務処理は、それらに基づいて行われていると認められたが、以下のような適切さを欠くと思料される事例があった。

ア 県教委所管の学校

事 例	概 要
支出伺の事前起案の不徹底	事前に支出伺を起案するという学校の会計規程に反し、担当教職員が購入・立替払し、事後に支出伺を起案するという事例が全ての学校で発生しており、一部の学校では常態化していた。
備品管理簿の未作成	徴収金により購入した備品（楽器・実習器具等）について、会計規程で定める備品管理簿を作成していない学校があった。
監査時期の不適正	徴収金の決算に係る監査を、年度が終了する前に実施している学校があった。

イ 県教委所管以外の学校

事 例	概 要
-----	-----

会計規程の未整備	複数の会計がある中で、規程が定められているのが一部にとどまっている学校があった。
関係団体との事務委任の不備等	団体徴収金の会計について、関係団体から事務委任を受けていない学校があった。また、事務委任及び事務処理に係る職務専念義務免除手続のいずれも行っていない学校もあった。

(2) アンケート調査結果

ア 県教委所管の学校

事務処理の実施状況に関するアンケート項目については、ほぼ全ての学校において適正に対応していると認められたが、学校徴収金に係る監査結果や収支決算の保護者への報告を行っていない学校（1校）があった。

(参考) アンケート項目（県教委所管の学校・県教委所管以外の学校共通）

No.	アンケート項目
1	徴収金等の会計処理に係る規程の有無
	高校・支援学校の場合、当該規程は、県教委本庁で示した準則に沿っているか
2	団体からの書面による会計事務の委任の有無
3	預貯金口座がある場合、通帳と印鑑を別人が管理しチェックしあう体制の有無
4	会計責任者等による会計帳簿・口座残高等の定期的な点検の有無
5	保護者への事前説明（徴収目的・徴収額・徴収方法等）の有無
6	監査の実施の有無
7	監査結果の保護者への報告の有無
8	収支決算の保護者への報告の有無

イ 県教委所管以外の学校

アンケート項目については、おおむね適正に対応していると認められたが、会計規程を整備していない学校（2校）、関係団体からの事務委任を受けていない学校（1校）、監査結果の保護者への報告を行っていない学校（2校）があった。

(3) 効率的な取組の事例

監査を行った結果、一部の学校においては、以下のような取組を実施し、事務の正確性及び効率性の向上を図っている事例が認められた。

ア 関係団体による監査を年2回（中間、決算）に分けて実施している。

イ 帳簿の見直しや、書類のチェックを長期の休業中に集中的に行っている。

ウ 銀行と協力して徴収金の支払に係るシステムを導入し、学校に設置された端末の操作により振込手続を行っている。

第4 監査意見

徴収金は公費ではないが、教育活動等に必要な経費として保護者等から徴収するものであり、学校運営と切り離せないものとなっていることから、公費と同様に厳正な取扱いが求められる。

そのため監査委員は、徴収金の事務についてのルールが明文化され、かつ、関係教職員周知のもとでそのルールが適切に運用されているかという視点から確認を行ったものであり、その結果について、以下のとおり意見を述べるものである。

1 県教委所管の学校

(1) 徴収金の使途の適正化

ア 現行ガイドラインの検証

県教委においては、平成25年3月、徴収金の使途及び事務処理に係るガイドラインを策定し、各学校では、このガイドラインに従って事務処理を行っている。監査の結果では、全ての学校が、事務の執行にあたってガイドラインを参照して

おり、徴収金の使途に係る基準としても一定の役割を果たしている。

しかしながら、一方では、本来は公費で負担すべきものが徴収金により支出されている事例が少なからず認められたことから、ガイドラインが、学校にとって十分な判断基準となっているか疑問である。

こうした事例の発生は、ガイドラインには、公費と徴収金の負担区分についての例示が少なく、かつ、その例示も具体性に欠けることによると認められることから、県教委においては、ガイドラインが徴収金の使途に関する基準として必要かつ十分な内容を有しているか、検証する必要があると考える。

イ 運用実態の確認

アに記載のとおり、使途の不適正事例が少なからず認められたが、他にも、急ぐあまり、公費の予算がないなどの正当とはいえない理由により、校舎等の軽微な修繕や消耗品購入等に徴収金を用いている事例があった。

また、ガイドラインの趣旨を十分に確認することなく、単に前例を踏襲して、誤った支出を続けている例もあった。

これらのことは、ガイドラインの恣意的な運用が排除されていないことに起因すると認められることから、県教委にあつては、ガイドラインが教職員に理解され、判断基準として十分に機能しているかなど、学校現場におけるガイドラインの運用実態を確認する必要があると考える。

(2) 徴収金の事務処理の適正化

ア 会計規程の遵守

ガイドラインでは、「学校徴収金等取扱要領（準則）」に基づき、各学校において会計規程を定め事務を行うものとされている。

それにもかかわらず、監査の結果に記載のとおり、支出伺の事前起案の不徹底による立替払の日常的な発生や、管理簿の未整備による購入備品の管理不在、年度内の決算監査実施による監査時期の不適正という会計規程に反した不適正事例が認められた。

各学校にあつては、現状を確認し、会計規程に反した取扱いがされている場合は是正措置を講じられたい。また、県教委にあつては、学校現場の運用実態を改めて確認するなど、会計規程の遵守を徹底する必要があると考える。

イ 説明責任の履行

ガイドラインでは、基本原則として「保護者への説明責任」が掲げられており、保護者に対し、徴収金の使途及び金額について十分な説明をするとともに、予算・決算案の報告を行い、その審査を受けることとされている。

これについてみると、ガイドラインにある「PTA等学校関係団体が支援を必要と認め、学校との協議が整った経費」については、徴収金を充てることができることとされているが、その協議の内容や結果を書類として残していないことが多く、更には、どのように保護者に対し説明を行っているか不明である場合も多い。

また、ガイドラインに基づく会計規程においても、「徴収金の各会計の決算については、校長名の文書で保護者に報告するものとする」とされているが、監査の結果に記載のとおり、保護者に対し決算やその監査結果の報告を行っていないという不適正事例があった。

各学校にあつては、現状を確認し、説明責任の履行が不十分な場合は是正措置を講じられたい。また、県教委にあつては、学校現場の運用実態を改めて確認するなど、説明責任の履行を徹底する必要があると考える。

(3) 事務の合理化促進

監査の結果に記載のとおり、学校の中には、事務の正確性及び効率性の向上を図るために特色ある取組を実施し、成果をあげているところがある。

県教委にあつては、それらの事例をもとに事務の合理化を促進し、徴収金事務処理に係る手数やリスクの減少、ひいては多忙化がいわれている担当教職員の事務負担の軽減に努められたい。

2 県教委所管以外の学校

(1) 徴収金の使途の適正化

ア ガイドライン等の整備

各学校においては、使途等に係るガイドライン等を策定しておらず、本庁主管部からも、ガイドラインに相当する基準は示されていない。

そのような状況の中で、監査の結果に記載のとおり、本来公費で支出すべき経費が徴収金により支出されている事例が認められた。

その要因としては、判断のよりどころとなるガイドライン等が存在していないことによるものと認められることから、ガイドライン等の整備に向けて検討する必要があると考える。

(2) 徴収金の事務処理の適正化

ア 会計規程の整備

ガイドラインに相当する基準がなく、各学校の判断で会計規程を策定し事務を行っている学校がある一方で、監査の結果に記載のとおり、会計規程を整備することなく公費に準じた、あるいは前例を踏襲した事務を行っている学校もあった。

このような状況は、取扱いの根拠がない中での事務処理になっており、厳正に取り扱わなければならない徴収金としては不適切であると認められる。

したがって、現状を確認し、未整備の場合は、会計規程の整備に向けて検討する必要があると考える。

イ 事務執行態勢の確保

父母の会や後援会のような関係団体の運営は、本来当該団体自らによって行われるべきであるが、これらの団体は、専任職員の不在等の理由から、自律的に運営を行うことが困難である。

そのため、実際は、学校が、団体の運営を支援せざるを得ない状況にあり、教職員がその勤務時間内に団体の事務に従事することになるが、この場合は、団体からの事務委任や、地方公務員法に基づく職務専念義務免除の手続が必要となる。

しかしながら、監査の結果に記載のとおり、複数の学校において、これらの手続を行っていない不適正事例が認められ、当該業務に従事する根拠及び服務上の根拠の双方の面で問題がある。

したがって、現状を確認し、団体からの事務委任や職務専念義務免除の手続を行っていない場合は、すみやかに是正する必要があると考える。